

平成29年2月

# 定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

平成29年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 平成29年2月27日(月)午後4時20分 開議

会 場 須崎市道の駅かわうその里すさき 2階多目的ホール

議事日程

(新議員の紹介)

第1. 議席の指定

第2. 会期の決定

第3. 会議録署名議員の指名

第4. 議案第1号 専決処分の承認について

(高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認について

(和解及び解決金の額を決定することについて)

議案第3号 平成29年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第4号 平成29年度高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計予算について

議案第5号 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

議案第6号 監査委員の選任について

---

出席議員	1番	西村 泰一	6番	本井 康介
	2番	筒井 淳三	7番	土釜 清
	3番	森 武士	8番	矢野 富夫
	4番	酒井 祥成	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 公孝

---

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	北川 幸一

---

事務局出席者	事務局長	福本 博一
	主 幹	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

租税債権管理機構出席者	管理局長	柴野 博行
-------------	------	-------

奥四万十博推進協議会出席者	事務局長	門田 慶
	事務補助員	寺岡 理絵
	事務補助員	野田 英稔

午後 4 時 20 分 開議

◎議長（本井 康介 君）

それでは、みなさん、大変長丁場になりましたが、ご苦労さまでございます。それでは、高幡広域市町村圏事務組合平成 29 年 2 月定例会を始めさせていただきます。

ただいまから会議を開きます。会議に先立ち、ご報告いたします。今期定例会に付議するため、議案第 1 号から議案第 6 号の 6 議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

ただいまの出席議員は全員であります。これより、平成 29 年 2 月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく、当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。去る、2 月 2 日に行われました四万十町議会において議長に就任されました、酒井祥成さん。続きまして、2 月 7 日の告示日において津野町長に再選をされました、池田三男さんをご紹介させていただきます。まず、酒井さんからご挨拶をお願いします。

◎4 番（酒井 祥成 君）

はい。2 月 2 日より、議長に就任いたしました酒井と申します。どうぞこれからもよろしくお願いたします。

（拍手）

◎議長（本井 康介 君）

続きまして、池田さん。

◎9 番（池田 三男 君）

はい。先の 2 月 7 日の町長選挙で、引き続き町政を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いたします。

（拍手）

◎議長（本井 康介 君）

それでは、日程第 1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、酒井祥成さんの議席を 4 番議席、池田三男の議席を 9 番議席に指定いたします。

日程第 2、会期の決定を議題とします。今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、1番西村泰一君、4番酒井祥成君、を指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、議案第1号から議案第5号を一括議題とします。提案趣旨の説明を求めます。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただき、2月定例会が開会できましたことを厚くお礼を申し上げます。また、先般ご紹介のありました、議員の皆様方におかれましては、ご就任を心からお慶び申し上げますとともに、それぞれの市、町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

さて、本議会には、専決処分の承認をはじめ、6議案をご提案いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干のご報告を申し上げます。

当組合では、以前よりふるさと市町村圏事業の一つである広域観光活性化事業の取り組みを進めておりまして、昨年は奥四万十博覧会を実施いたしました。4月からの開幕から、9カ月間という長期的な観光キャンペーンによりまして、奥四万十のブランドを全国に発信し、多くの観光客をこの地域に迎えることが出来ました。今般、奥四万十広域観光指針の策定に取り組みまして、最終的な取りまとめの段階ではございますが、博覧会により高幡地域への入り込み客数は、過去3年間の平均より16万人を超える結果が出ております。こちらにつきましては、のちほどご報告をさせていただきますが、今回のキャンペーンが一過性のものとならないように、今後とも市、町の連携を図っていくとともに、3月4日から開幕いたします、志国高知幕末維新博におきましても、高幡エリアも2カ所が地域会場となっておりますし、引き続き奥四万十ブランドを全国に向け発信していく取り組みを推進して参りたいと考えております。

二つ目は、婚活事業についてであります。近年、結婚を希望する独身者を取り巻く社会環境は、年々厳しさを増し、結婚に向けた積極的な活動が求められるようになっております。このような状況の中、平成29年度も引き続き高幡圏域で婚活事業を実施することで、より多くの独身者の出会いの場を提供していきたいと考えております。

今後とも、皆様のご意見を拝聴しながらふるさと市町村圏各事業の効率的、効果的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、須崎斎場についてでございます。関係市町の皆様のご協力をいただき、おかげさまで順調に運営ができております。現在、火葬炉内の耐火物の修繕を毎年1炉ずつ行っておりまして、

29年度に2炉目の修繕となりますが、今後も引き続き指定管理者と連携しながら適正な管理、運営を行っていきたいと考えております。

次に、認定審査会の運営事務についてでございます。介護認定審査会につきましては、本年1月末までに、3,771件の二次判定を行っております。同様に障害支援区分等認定等審査会につきましては、116件の二次判定を行っております。審査委員の皆さまには、相当のご苦勞をおかけしておりますが、平成29年度におきましても、経費を最少に抑えながら、円滑な運営に努めてまいります。

次に、租税債権管理機構についてでございます。平成28年度は400名、約2億6千4百万円を受託いたしまして、徴収額は1月末時点で約1億3百万円となりました。平成29年度も400名を受託し、積極的な滞納整理に取り組んで参ります。なお、機構につきましては、平成30年度まで継続しますが、それ以降のあり方等につきましては、29年度中に各市町の意向を踏まえ決定したいと考えております。また、県より派遣職員としてお願いしていただきました徴収管理監につきましては、29年度は任期付職員の採用で対応することとしておりまして、詳しくは後で管理局長よりご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、専決処分の承認、平成29年度当初予算及び監査委員の選任に関する議案等を提案させていただいております。議案につきましては、構成市、町の企画担当課長会及び副市町長会のご協議を経まして、ご提案申し上げているものでございます。詳細につきましては、事務局長及び管理局長からご説明を申し上げますので、適切にご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（本井 康介 君）

続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（福本 博一 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）

それでは、議案第1号から説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。議案第1号につきましては、高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例につきまして専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるとでございます。4ページをお開きいただきたいと思います。改正内容につきましては、当組合の給料表は須崎市に準じて改正をしております、須崎市が平成28年12月22日の議会において給与表の改正が議決されたことによりまして、当組合におきましても同日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。給料表につきましては4ページから8ページとなっております。

続きまして、議案書9ページの議案第2号の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、高幡事務組合の観光業務におきまして、委託契約をしておりました加藤氏との契約解除に関する合意書の専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。10ページがその処分の内容となっておりまして、1が解決金99万円をもちまして、2の相手方であります加藤氏との契約につき、3の和解の内容、こちらは当組合からの委託契約の解除ではなく、(2)の②のとおり双方の合意の解約とすることを確認したものでございます。(3)につきましては、1の解決金の額を支払うこと。(4)はこれ以外の債権債務が無いことを確認したものでございます。以上の内容によりまして専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

続きまして議案第3号は平成29年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について議決を求めるとして、説明は議案第3号別冊をご覧ください。第1条のとおり、平成29年度の一般会計予算総額は、118,585千円と定めるものでございます。また第2条の一時借入金につきましては、例年どおり最高額を3,000千円と定めるものでございます。次に、1ページには、第1表歳入歳出予算として歳入を、2ページには歳出を、ともに款項の区分ごとにそれぞれ金額を計上しております。詳細につきましては、事項別明細の方で説明をさせていただきますと思いますので、5ページの歳入の方からご説明をいたします。まず、1款1項1目1節の組合維持管理負担金から説明いたします。この負担金につきましては、議会費、総務一般管理費、予備費に対する負担金となっております。次に、2節の介護認定審査会負担金につきましては、介護認定総務費に対する負担金となっております。次に、3節の障害支援区分認定等審査会負担金につきましては、障害認定総務費に対する負担金となっております。次に、4節の大野見青年の家負担金につきましては、大野見青年の家の運営費に関する負担金でございます。施設の維持管理費につきましては、設置市町であります中土佐町さんにご負担をいただいております。また、施設整備関係につきましては、5市町で負担金を出し合うこととなっております。空調の整備を行うため、その額を計上しております。次に、2目1節の介護認定審査会負担金につきましては、須崎市福祉事務所から介護認定審査の依頼があった場合に、負担金として千円の計上をさせていただきます。次に、6ページ、使用料及び手数料ですが、2款1項1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場の使用料となっております。次に、2目の教育使用料につきましては、大野見青年の家の施設の使用料でございます。次に、7ページの、3款1項1目1節の総務費県補助金につきましては、県からの補助金としまして、広域観光の推進のための補助金と婚活事業に関する県の補助金となっております。次に、2項1目1節の介護認定審査委託金につきましては、県からの介護認定審査の依頼があった場合の委託金としまして、千円のみ計上をさせていただきます。次に、8ページが財産収入です。4款1項1目の基金運用収入につきましては、当組合にあります10億円の基金を国債で運用をしております。10億円の利息1.5パーセントであります15,000千円を計上しております。次に、2目の利子及び配当金につきましては、千円のみ計上をさせていただきます。次に、3目財産貸付収入につきましては、須崎斎場の自動販売機の収入でして、千円の計上をしております。次に、9ページの繰入金です。5款1項1目のふるさと市町村圏基金繰入金につきましては、歳出のふるさと市町村圏事業費で基金運用益の超えた分の9,539千円を計上させていただきます。次に、2目の須崎斎場調整基金繰入金につきましては、須崎斎場使用料を超えた分を計上さ

せていただいております。続きまして10ページの、6款1項1目の預金利子につきましては、普通預金利子として10千円。2目の雑入につきましては、海外研修事業参加者負担としまして、1人あたり200千円で、10人分の2,000千円を計上しております。11ページの国庫支出金につきましては、障害認定区分審査会への補助がなくなったことにより、廃款したものでございます。以上が歳入となります。

続きまして、歳出の説明につきまして、12ページをご覧ください。1款1項1目の議会費につきましては、議会運営に関する経費でございまして、当組合の定例会は年2回となっております。内容につきましては、議員さんへの報酬が主な経費となっております。続きまして13ページですが2款1項1目の一般管理費ですが、一般管理費につきましては事務局の運営に関する経費でございまして、29年度は一部事務組合におきましても、公会計制度の導入を行わなければならないということで、委託料としまして、固定台帳と財務書類の作成に関する費用を今年は計上しております。他に主な経費につきましては、事務局長の派遣職員の人件費負担金、臨時職員の物件費、あとは経常的な電気料、光熱水費などとなっております。続きまして14ページの2目ふるさと市町村圏事業費ですが、この事業は県と各市、町などから出資をしていただきました10億円の利息によりまして実施をしている事業でございまして、詳細な説明は、26ページ、最後のページとなりますが、集計表を載せてありますので、そちらをご覧ください。ページの中央の表は事業別に予算を集計したものでございまして、左から順に、まず中学生海外研修事業から説明します。海外研修事業は毎年オーストラリアにホームステイをし、英会話の学習や国際的な視野を持った人材を育てる事業でございまして、これまで、ウッドフォード州立学校におきまして、3週間のホームステイを行っていましたが、現地のコーディネーターであった先生の退職によりまして、29年度はウッドフォードにおいて受け入れができないとの連絡があり、引き続き事業を継続するため、オーストラリア教育省に打診をいたしました。結果としまして、期間は3週間から2週間と若干短くはなりましたが、今年と同じく、各市、町2名ずつの合計10名の通う学校とホームステイ先の受け入れができる事となっております。なお、平成28年度までに21回の開催をしていまして、340名が参加をしております。次に中学生海外研修生受入事業です。これは、これまで2年に1回、姉妹校でありますウッドフォード州立学校の生徒を高幡地域で受け入れ、日本の文化を知ってもらい交流を図る事業でありまして、29年度は実施の年でございましたが、先程のウッドフォード州立学校での受け入れがなくなったことによりまして、29年度の実施はなくなりまして、予算の計上をしておりません。次に青少年育成交流事業です。青少年が様々な体験活動を通しまして、ふるさとを学ぶ機会を与えると同時に、高幡地域のシニアリーダー、ジュニアリーダーに青少年の指導方法などについて学んでいただき、人材の育成を図ることを目的とした事業でございまして、次に、広域観光活性化事業です。こちらは高幡地域の観光業務推進のための事業でございまして、12月23日に奥四万十博覧会が終了しましたが、観光事業を継続し、奥四万十のブランドを引き続き全国へ発信していくため、その事務局体制としまして、観光の核となる方1名の委託料と、臨時職員2名の賃金、その他パンフレット制作など広報活動などの予算を計上しております。次に、地方分権研究事業です。これは各市、町の職員の皆さんに地方分権や行政課題の学習をしていただきましてその政策立案能力の向上を図るという事業となっております。次に事業諸費です。これは市町村圏事業に関する共通経費となっており



ます。次に源流の集いですが、これは大野見青年の家におきまして木工教室とか、リースや料理を作るなど、親子で触れ合いができるような体験事業を行っております。最後に、婚活事業です。この事業は、参加者に出会いの場を提供しまして、高幡圏域の未婚化、晩婚化への対応を図っていく事業となっております。平成24年度の事業開始から65カップルが誕生しております。以上がふるさと事業となっております。では、予算書の16ページをご覧ください。3款1項1目の介護認定総務費ですが、これは介護認定審査の運営に関する経費でございます。主な経費としましては審査委員さんの報酬と職員の人件費となっております。次に、17ページの2目の障害認定総務費の方ですが、これは障害の認定審査会に関する経費でございます。主な経費としましては審査委員さんの報酬となっております。次に、18ページ。4款1項1目の須崎斎場運営費ですが、主な経費としましては、須崎斎場の管理を株式会社五輪に平成26年度から平成30年度までの5年間委託をしております。その指定管理料と、須崎斎場は火葬炉が4炉ありますが、この炉内の耐火物の修繕を毎年1炉ずつ行っております。29年度が2炉目となりましてその修繕料となっております。次に、19ページが、5款1項1目の大野見青年の家運営費です。主な経費としましては施設の維持管理料の中土佐町さんへの委託金と、施設整備委託としまして、空調が故障しております。その予算を計上しております。次に、20ページの7款予備費につきましては、例年どおり350千円を計上しております。また、21ページから24ページにつきましては給与費明細、25ページにつきましては29年度の各市、町の負担金について載せておりますのでご参照いただくこととしまして、説明の方は省略させていただきたいと思っております。また、別冊の平成29年度事業実施計画書につきましては、予算説明と重複しますので、計画書の説明は省略させていただきたいと思っております。議案第3号の説明につきましては、以上でございます。

◎管理局長（柴野 博行 君）  
議長。

◎議長（本井 康介 君）  
柴野管理局長。

◎管理局長（柴野 博行 君）

はい。議案題4号、管理機構の平成29年度滞納整理事業特別会計予算についてご説明いたします。議案第4号別冊の1ページをご覧ください。平成29年度の特別会計予算ですが、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ50,100千円と定めております。2ページの第1表、歳入歳出予算の50,100千円の内訳につきましては記載のとおりですが、ここでは省略させていただきます。事項別明細書でご説明させていただきます。3ページをご覧ください。まず、歳入ですが、第1款の分担金及び負担金は前年度比5,340千円減の22,900千円、第2款の諸収入は前年度比1,660千円減の27,200千円を、合計では前年度比7,000千円減の50,100千円を計上いたしております。次に歳出は、第1款の総務費で前年度比7,000千円減の49,900千円を、第2款の予備費は前年度同額の200千円を、合計で前年度

比7,000千円減の50,100千円を計上いたしております。次の4ページより歳入の内容をご説明させていただきます。第1款の分担金及び負担金、第1項、負担金は組合構成団体5市町からの組合運営負担金で、22,900千円を計上いたしております。内容につきましては右の説明欄をご覧ください。受託の一人当たり人数割が100千円で183人の18,300千円、28年度の実績割が4,600千円となっております。第2款の諸収入の第1項、受託事業収入は佐川町、越知町及び土佐市からの委託料で、27,100千円を計上いたしております。内容は説明欄のとおりで人数割が217名の21,700千円、実績割が5,400千円となっております。なお、各市町別の負担金、委託料につきましては最後の12ページに一覧表で示しておりますのでご覧ください。各市町ごとの説明は省略しまして、一番下の合計欄でご説明させていただきます。まず左の欄の引受人数割ですが、それぞれの人数枠につきましては昨年末の各市町の税務担当課長会を経て決定したもので、一人当たりの負担金額を100千円として、400人の40,000千円を計上いたしております。次に右側の徴収実績割ですが、予算書策定時点での徴収額を1億円と見込み、その1割の10,000千円、合計で50,000千円となっております。なお、実績割ですが、年末年始にかけて、想定外の納付が続きましたことから、管理者報告でもありましたように、1月末時点で既に1億円を越えておりますので、実際にはこれ以上の負担をお願いすることになりますが、各市町にはこうした場合を想定した予算措置をお願いしておりますので予算不足の心配はないと思われまます。ではまた4ページにお戻りください。諸収入の第2項、預金利子は前年度同様の10千円を、次の5ページの第3項、雑入はインターネットの公売手数料として滞納者から徴収する費用などで、前年同様の90千円を計上いたしております。次に歳出の内容ですが、6ページからをご覧ください。第1款の総務費、第1項、徴税費、の税務総務費は前年度より7,000千円減の49,900千円を計上いたしております。各節の予算額及び支出内容は記載のとおりですが、昨年度との比較では減額分としましては、13節の委託料でセキュリティ構築費としての4,000千円、18節の軽自動車備品購入費で1,000千円、17節の負担金及び交付金の県職員人件費で9,000千円の合計14,000千円が昨年と比べて減となりまして、増額分としましては、後でご説明いたしますが、県職員に代わる任期付職員採用に伴う給与等の人件費等で約6,400千円、その他の節での微増も含め合計7,000千円の増、トータルでは昨年と比べて7,000千円の減額となっております。7ページの第2款、予備費につきましては前年同様に200千円を計上いたしております。8ページ以降は給与費明細書等となっておりますので、ご参照頂くこととして説明は省略させていただきます。議案代4号につきましては、以上です。

続きまして、議案第5号の管理機構の任期付職員の採用に関する条例につきまして、ご説明させていただきますが、条文の説明の前に、任期付職員の採用に至った経過をご説明させていただきます。当機構の徴収を総括する管理監につきましては、平成25年度からは県と機構参加市町との交流派遣となっております。29年度につきましても、例年通り、派遣を県に要望いたしておりましたが、県内に4つの管理機構が設置されましたことなどから、人員確保が非常に困難となって苦慮しておるとの話がございました。その際、県からは今年度退職予定の県職員につきまして、高幡の徴収管理監として組合採用できないかとの打診がありました。県の推薦する職員は税の経験も豊富で本課税務課では県税の徴収指導も担当しておりましたので、当方としても依

存はないとしまして、組合採用につきまして、各市町長さんにはご報告の上、ご了承いただいております。なお、県からは29年度の対応につきましては、県の事情を組合に配慮いただいたものととらえておりまして、仮に30年度に改めて県職員の派遣要望がありましたら、それには答えない、とのことでありましたので、併せてご報告させていただきます。では、議案の説明をさせていただきます。議案書13ページをご覧ください。任期付職員の条例は既に奥四万十博に関しまして川田氏を採用した際に制定をされておりますが、既存の条例では民間のノウハウを活用する趣旨から第1条の条文では任期付職員の採用に関する法律第3条の1項に基づく採用に関するものとなっております。今回は民間ではなく専門的な行政経験を有する者を採用する趣旨から同法律第3条の2項に基づく採用となっております、第2条でも徴税等の専門的な知識経験を有する職員等々と明記いたしております。他にも給与や手当など、川田氏とは取り扱いが相違する部分がございますので、名称は同じ条例となりますが租税債権管理機構の文言を入れまして機構用として新たに提案させていただくものであります。内容につきましては、任期付職員を既に採用しております他の管理機構の条例を参考に作成いたしております。以上でございます。

◎議長（本井 康介 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(本井 康介 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(本井 康介 君)

討論なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(本井 康介 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第3号について質疑を行います。質疑はございませんか。

◎5番(池田 洋光 君)

ちょっと、3号の。

◎議長(本井 康介 君)

はい。議案第3号。

◎5番(池田 洋光 君)

はい。

◎議長(本井 康介 君)

はい。池田議員。

◎5番(池田 洋光 君)

あの、いわゆる中学生の海外研修の関係ですが、これは、今まで21年間やってきて、各市町から3名ずつやったですわね。それを今年は2名。なおかつ、その期間が1週間短くなって、そして、その委託料も100万上がると、いうことについて、まあ、それにもう1つはですね、教育省に委託を依頼して決めたという所、この所、もうちょっと説明していただけないでしょうか。というのはですね、次の、29年度の事務局長、うちの職員を派遣をするもので、当然のことながら、団長になって行かないかん。今後、事業の継続についてですね、意義とか、そういうこ

とについて、十分にこの場で議論をしておいたらいいのか、というものです。で、クイーンズは、いったいどこへ行って、ホームステイはどうなるか、全く情報がないので、その辺りがどうなっているか、もうちょっと詳細について説明をしていただきたいです。

◎事務局長（福本 博一 君）

はい。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）

最初に、人数の件ですけど、27年度までは確かに各市町3名ずつの、15名ということでしたが、28年度、今年度につきましては、すでに各市町2名ずつで、10名で行っております。それは、ウッドフォードの担当していただいておりますオリーブ先生が退職される関係で、また、学校側もですね、地域で15名、受け入れをするというのがなかなか難しくなってきたおつてですね、そのタイミングも重なって、なんとか10名でできないかというのが、27年度にオーストラリアに行った際に向こうからの打診がございまして、28年度は各市町2名ずつで、すでに行っております。

◎5番（池田 洋光 君）

そうやった。

◎事務局長（福本 博一 君）

はい。あと、予算が増えた件につきましては、平成28年度は、研修生10名で700万円という予算、こちらはですね、平成29年度は度同じ研修生10名で期間が2週間になりまして、800万円になったということにつきましては、オーストラリアの受け入れ先が変わったというのが、やはり大きな要因でございまして、昨年までは姉妹校提携をしておりました、ウッドフォードの州立学校が受け入れができないということに、先生の退職によりまして、受け入れができないと、正式にいただきまして、我々としまして、事業の継続をするために、以前の形、オーストラリア教育省を通してウッドフォードの州立学校と契約をするという形をとっておったその形に、一度戻るといことになりました。それまでは、ウッドフォードと直接、オーストラリア教育省抜きに契約ができておりましたので、その部分、費用が落とすことができなかったということとでございます。ただ、今回、ウッドフォードが出来なくなってから、新たな学校、それから、ホームステイ先を探すとなるとですね、オーストラリア教育省が各地から受けておるといこととで、そちらを窓口として、こちらの方でオーストラリア教育省の方に打診をしまして、場所を探してくださいということになりまして、新規の契約、受け入れ先といことと選定となった点から、経費が、若干、増えたのが実情であります。

◎5番（池田 洋光 君）

どこよ。どこ。

◎事務局長（福本 博一 君）

受け入れ先の学校につきましては、決まっておりますが、まだ学校名とか、地域というのは、まだ正式な答えはありませんが、オーストラリア教育省としては、受け入れは間違いないので、事業は継続できるというところまで、話はあったということです。ただ、具体的な学校名、それから地域名につきましては、まだ、いただいております。オーストラリア教育省が、間違いなくこの事業ができるような手配はしています、ということで話がついています。

◎5番（池田 洋光 君）

議長

◎議長（本井 康介 君）

池田議員。

◎5番（池田 洋光 君）

そのですね、出す側からとってみたら、20万という大きなお金の面もありますし。それで、3週間ということがあるので、ある程度、地域の文化とか。最初は泣きよった子も、最後はもう帰りたくないみたいな話して帰るとか、感想文もずっとありますわね。非常に意義はあったと思うんですが、2週間の地域が、クイーンズランドのどこかということがですね、非常に問題もあると思いますし。それから、当然、ああいう大国でありますので、海岸部と内陸部では、気候とかも全く違います。それと、治安の部分ですよね。これについても、やはり、かなりの、親御さんも含めて、また、派遣元の各自治体についてもですね、不安というかですね、こういうこともあるがですね。それと、団長については大きな責任がのしかかってくるので。若干ですよ、今、決まっておるんですが、その職員についての、名前は公表できんですけども、随分、この、状況が変わったので、不安を覚えるところのはずですよ。やっぱり、10名とはいえ、団長の責任というのは、福本さんも行かれてね、よくお分かりのことやと思うんで。あと、こちらからの、いわゆるツアコンというか、その、添乗員とかですね、これはおるんですか。

◎事務局長（福本 博一 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）

受け入れの、オーストラリアは非常に広いですけども。受け入れにつきましては、クイーン

ブランド州は、今まで行った、ウッドフォードの所と同じ、日本で言うと同じ県。

◎5番（池田 洋光 君）

カブルチャー州。

◎事務局長（福本 博一 君）

そうです。同じ州のブリスベン、これも同じ地域ですけど、その近辺で学校をおさえるというのはお話いただいておりますので、治安面とか、気候面とか、そういったところでは、これまでの研修とは、変わりはあまりないでしょうというのは、返事としていただいております。それから添乗員につきましては、これは今まで日米学院さんを通じて事業をずっとしてきた訳ですが、今回のオーストラリアの打診につきましても、当組合ではオーストラリア教育省に、直接交渉することはできませんので、日米学院さんに、オーストラリア教育省に打診をお願いし、学校の選定をしていただいたのが実情でございます。あと、期間につきましては、従来の3週間というのは、期間が長くて、確かに研修としては有効であったというところですが、それはウッドフォードの学校の時からそうだったんですけど、オーストラリアのホームステイの受け入れの期間の取り決めが、以前より厳格になっておりまして、2週間を超えた期間を受け入れると、ブルーチケットという特別な許可があるということで、非常に選定に苦慮しておってですね、2週間であると非常にスムーズにいきますという話を以前からいただいております、ウッドフォードでそのまま受け入れになったとしても、期間は2週間にはなるのかなと、いうふうに我々も想定をしておりました。今回のオーストラリア教育省に関しましても、やはり2週間の方をお願いをしたいというところですので、そこは事業継続のために2週間、それから人数は10人と。場所につきましては、ブリスベンの近辺というところで話を進めておるというところですよ。

◎5番（池田 洋光 君）

最後に。

◎議長（本井 康介 君）

池田議員。

◎5番（池田 洋光 君）

最後に。ブリスベンは当然大きな町ですので、特に近くにサーファーズパラダイスもあり、線路も近いんですね。温暖な気候で、世界中から旅行客がたくさん来ますよね。当然のことながら、治安についても、シドニーみたいな大きな町でないにしろですね、やっぱり、それなりに危険っちゃあ、危険な訳ですよ。だから、そのカブルチャー州って広いですけど、どこの辺りにあるのかで随分違ってくると思うんですが、それは日米学院さんが、現地のエージェントとして、ずっと、今回も関わっておられるということですか。だから、そういうところで、十分安全だということが担保できるということで決定をされた、いう理解でいいですかね。あと、その、エージェントの話も。要は、日本を、関空から出ますよね。関空から出て、どこかでトランスというのが

あったんですが、前回は台風の影響ですね、空港で、随分、1日近く待機ということもありましたが、その時に、引率団に、そういう、しっかり英語ができる職員なり、あるいは、コンダクターなり、いないとですね、現地まで、たどり着くまでに、色々なトラブルがあったら、どうするのかなど。その辺りの、今回の対応はどうするんですか。

◎事務局長（福本 博一 君）  
議長。

◎議長（本井 康介 君）  
福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）  
次回も、日米学院さんを基本に考えておるんですけども、コーディネーターさん、通訳の兼務の方、今年もその方と行っておって、その方を基本に考えておりますが、そのまま事業を継続することになりますと、その方が引率していただけますので、その方が、以前にも何回も海外研修事業に行っていた方が、間違いなく行きます、とお話をいただいておりますので、空港内でそういうトラブルがあって、時間が変わるとか、そういうことにつきましても、十分対応ができるかなというふうに思いますので。

◎5番（池田 洋光 君）  
ちょっと。議長ごめんなさい。最後だったんですが。その、日米学院の方が、一緒のフライトで行くがですね。前は、お金の関係でジェットスターで、出先と、着くところは一緒やけど、途中で全然変わったんですよ。だから、そういうことがあったら困る訳です。

◎事務局長（福本 博一 君）  
それはございません。

◎5番（池田 洋光 君）  
ずっと、日本から到着まで、学校へ行くまで、日米の方が添乗されるということですね。わかりました。

◎議長（本井 康介 君）  
よろしいですか。

◎5番（池田 洋光 君）  
はい。

◎議長（本井 康介 君）



他に、質疑はありませんか。

◎8番（矢野 富夫 君）

はい。

◎議長（本井 康介 君）

はい。矢野議員。

◎8番（矢野 富夫 君）

その、今の国際交流ですけれども、形態が変わってきたということも含めて、元々はホームステイ同士の、向こうからの受け入れ体制をしているっていう交流で始まったと思ってるんですけど。それが、こちらの日本側の受け入れも少なくなってきたと、案外、厳しいということになってきたと。元の受け入れも厳しくなってきたということですから。私、ずっと、思ってたのがですね、この、1年間で、副町長会でかまんの、しっかり、そのあり方を検討して、今後のあり方をよく検討してやっていくべきじゃないかと思ってます。と言いますのが、実は、梶原も単独でやってるんですが、それは、もう、イギリスの大学にそっくりそのまま放り込んで、そこが全て関知してくれるんです。そこで、もう、親代わりのホームステイもして、大学の1人として動いてくれているというやり方をしておりますので、そういうやり方もあるしですね、色んな、今の子ども達の思いも汲んで、国際的なものを作っていくということも、やっぱり、もう一度考え直して、私は、次に、来年、再来年にステップしていった方がいいんじゃないかなあと思っておりますので、是非、検討していただければ、ありがたいなあと思っております。

◎事務局長（福本 博一 君）

やり方につきましては、引き続き検討をしていきます。

◎議長（本井 康介 君）

はい。他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(本井 康介 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(本井 康介 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(本井 康介 君)

討論なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(本井 康介 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(本井 康介 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(本井 康介 君)

討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(本井 康介 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。  
暫時、休憩します。

( 休憩 )

◎議長(本井 康介 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第6号、監査委員の選任について、を議題とします。議案の説明を求めます。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

議長。

◎議長(本井 康介 君)

楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。議案第6号、監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。組合規約第10条第3項の規定に基づきまして、津野町の池田三男町長を、監査委員に選任することについて、同意をお願いするものでございます。以上です。

◎議長(本井 康介 君)

以上で説明は終わりました。これより議案第6号についてお諮りいたします。本件は、人事案件のため、質疑、討論を省略したいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(本井 康介 君)

異議なしと認めます。従って質疑、討論を省略いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。よって、本案は、これに同意することに決しました。  
暫時休憩とします。

（ 休憩 ）

◎議長（本井 康介 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

池田議員に申し上げます。監査委員の選任は同意されましたので告知いたします。池田監査委員、ご挨拶をお願いいたします。

◎9番（池田 三男 君）

ただいま、監査委員に登用いただいたところであります。引き受けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（ 拍手 ）

◎議長（本井 康介 君）

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。  
管理者から挨拶があります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申し上げました6議案につきましては、それぞれご審議をいただき、適切にご決定を賜りましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

来月には、高知県下で幕末維新博が開催されます。引き続き、高幡5市町が連携を強めまして、奥四万十ブランドを発信し、観光事業の推進に努めていきたいと思っておりますので、今後とも一層のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、各市町とも、これから新年度当初予算の審議を含む3月議会を控えておられることと存じます。なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議長（本井 康介 君）

どうもありがとうございました。

以上、これもちまして、平成29年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（お疲れさまでした）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員